

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3385号)

令和8年8月28日

横 情 審 答 申 第 3385 号

令 和 8 年 8 月 28 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和7年11月6日教北総第318号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)事件・事故報告書 (2)処分案 (3)聴取記録 (4)てん末書 (5)弁護士
関係書類（令和7年8月7日、特定小学校で発生した水流失の関連文書
調査、報告、処分案、連絡メールなど全ての記録。メモ、音声、画像、映像、
通信記録も含む。） ※ただし、8月22日付の開示請求書で開示決定を行っ
た文書は除く」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「(1)事件・事故報告書(2)処分案(3)聴取記録(4)てん末書(5)弁護士関係書類」を一部開示とした決定のうち、別表3に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和7年9月30日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号及び第5号エに該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 別表1に掲げる文書1の関係職員の情報、文書2の該当者の氏名、文書3の教諭の氏名及び文書4の氏名の部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものに該当するため、本号に該当し、不開示とした。

イ 文書2のその他処分に関する詳細の教職員の職責の担当クラスについては、学校名が開示されており、担当クラスが分かってしまうとそのクラス担任が学校だより等の学校が発信する情報により特定されるため、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものに該当するため、本号本文に該当し、不開示とした。

ウ 文書2のその他処分に関する詳細のその他の部分については、個人の言動に関する情報であって、特定の個人を識別することができないものの、個人の権利利益を害するおそれがあるため本号本文に該当し、また、慣行として公にされてい

る情報にも職務遂行の内容に係る情報にも当たらないため、本号ただし書ア及びイに該当せず、ウにも該当しないため、不開示とした。

(2) 条例第7条第2項第5号エの該当性について

ア 文書2の該当者の処分案については、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置であり、職員を指導監督し、職務の適正化をはかるために行うことから、人事管理に関する情報であり、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、本号エに該当し、不開示とした。

イ 文書2のその他処分に関する詳細及び文書5の確認事項、弁護士意見その他詳細については、処分量定を決定する過程の情報であり、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、本号エに該当し、不開示とした。

ウ 文書3の聴取内容及び文書4の事件のてん末書については、被処分者の内心を含むものであり、公表することを前提としておらず、開示することにより、教職員との信頼関係が損なわれ、不祥事が発生した際に教職員が情報の提供に消極的になることで、的確な情報収集やそれに基づく適切な指導が行われにくくなるなど、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、本号エに該当し、不開示とした。また、聴取内容の質問項目についても、処分量定を決定する上で極めて秘匿性が高く、公表することを前提としておらず、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、本号エに該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 主語以外の部分の全部開示を求める。
- (2) 個人情報保護を理由に無意味に黒塗りするのは権利の乱用である。
- (3) 調査員の質問の黒塗りは、権利の乱用である。

5 審査会の判断

- (1) 職員の懲戒処分等に係る事務について

法第29条第1項では、職員の非違行為があった場合には、戒告、減給、停職又は

免職の処分をすることができる」と規定され、同条第4項に基づき、横浜市では、横浜市一般職職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第63号）及び懲戒の手續及び効果に関する規則（昭和26年12月横浜市人事委員会規則第11号）を定めている。また、横浜市では、法に基づく懲戒処分に至らないものについて、職員の職務の適正化や再発防止のため、監督権を持つ者が一般的監督権に基づき職員の義務違反行為を指摘し、将来を戒める文書訓戒、口頭嚴重注意などの人事的措置を行っている。

横浜市立小中学校等の教職員が非違行為又は義務違反行為を行った場合は、当該職員の勤務地を管轄する学校教育事務所が事実確認等を行い、処分案を作成し、横浜市立学校職員分限懲戒審査委員会が、当該非違行為又は義務違反行為について審査を行い、その結果を教育長に報告する。教育長は、その報告を踏まえて処分又は人事的措置を行うかを決定する。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定小学校のプールにおけるろ過機洗浄作業に伴う水の流失事案（以下「本件事案」という。）に係る文書である。文書1は、特定小学校が作成した本件事案の内容をまとめた報告書であり、文書2及び文書3は、実施機関が作成した被処分者（以下「本件教職員」という。）及び管理監督者の処分案並びに本件教職員及び管理監督者からの事情聴取の記録である。また、文書4は、本件教職員が作成した本件事案に係る対応の振り返り、再発防止等を記載したてん末書であり、文書5は、実施機関が作成した本件教職員の処分案作成に係る弁護士の見解を記録した文書である。当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、不開示部分を別表2のとおり分類し、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号本文は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、

健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 不開示部分 1 から不開示部分 5 までには、本件教職員の氏名、印影、年齢、担当クラス及び経歴が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別されるものであるから、本号本文に該当する。また、本件教職員の氏名等は公表されていないこと、また、慣行として公にされる情報ではなく、職務遂行の内容に係る情報でもないことから、本号ただし書ア及びウに該当せず、本号ただし書イにも該当しない。

ウ 不開示部分 6 には、本件教職員の聴取調査への回答やてん末書など本件教職員の内心の情報が記載されている。これらの情報は、特定の個人を識別できないとしても、これを公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当しない。

(4) 条例第 7 条第 2 項第 5 号エの該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 5 号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ・・・があるもの・・・

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」については、開示しないことができると規定している。

イ 不開示部分 7 には、本件教職員の処分案及びそれに至る実施機関の考え方が記載されている。これらの情報は、人事管理に関する情報であり、処分案を決定する過程の情報であるため、公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号エに該当する。

ウ 不開示部分 8 には、実施機関による本件教職員への聴取項目が記載されている。これらの情報は、実施機関が本件事案の正確な情報を収集し、本件教職員への適正な指導や処分を決定するための質問内容となっており、公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号エに該当する。

しかし、このうち別表 3 に掲げる部分については、上記と異なり、本件事案について聴き取りを開始する旨の発言やプール給水・止水マニュアルについての通

知の内容が記載されており、公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、開示すべきである。

エ 不開示部分 9 には、実施機関の本件教職員への処分案に関する弁護士への確認事項及びそれに対する弁護士の意見等が記載されている。これらの情報を公にすると、処分案の決定に当たりどのような相談項目でどのような意見から処分案を検討しているのかが明らかとなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号エに該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表 3 に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

別表 1

対象文書名	対象文書
文書 1	事件・事故報告書
文書 2	処分案
文書 3	聴取記録
文書 4	てん末書
文書 5	弁護士関係書類

別表 2

不開示部分名	不開示部分	不開示理由	対象文書名
不開示部分 1	本件教職員の氏名	条例第 7 条 第 2 項第 1 号	文書 1、文書 2、 文書 3、文書 4
不開示部分 2	本件教職員の印影		文書 4
不開示部分 3	本件教職員等の年齢		文書 1、文書 2
不開示部分 4	本件教職員の担当クラス		文書 1、文書 2
不開示部分 5	本件教職員の経歴		文書 1
不開示部分 6	本件教職員の内心に係る情報		文書 2、文書 3、文書 4
不開示部分 7	処分案に関する情報	条例第 7 条 第 2 項第 5 号エ	文書 2
不開示部分 8	聴取項目等に関する情報		文書 3
不開示部分 9	弁護士の見解に係る情報		文書 5

別表 3

不開示部分名	開示すべき部分	対象文書名
不開示部分 8	1 頁目不開示部分 2 行目の全て、3 行目 1 文字目から12文字目まで、3 頁目不開示部分 1 行目から 8 行目までの全て、9 行目 1 文字目から15文字目まで、19文字目から26文字目まで、30文字目から42文字目まで、10行目の全て、11行目 1 文字目から28文字目まで、12行目 1 文字目から30文字目まで、13行目 1 文字目から25文字目まで、14行目の全て、15行目 1 文字目から27文字目まで、16行目 1 文字目から23文字目まで、17行目 1 文字目から13文字目まで、罫線部分、9 頁目不開示部分27行目 1 文字目から11文字目まで及び23文字目から行末まで、28行目の全て、13頁目不開示部分 2 行目の全て、3 行目 1 文字目から13文字目まで、14頁目不開示部分22行目から29行目までの全て、30行目 1 文字目から15文字目まで、18文字目から25文字目まで、28文字目から40文字目まで、31行目の全て、32行目 1 文字目から28文字目まで、33行目 1 文字目から30文字目まで、34行目 1 文字目から25文字目まで、35行目の全て、36行目 1 文字目から27文字目まで、37行目 1 文字目から23文字目まで、38行目 1 文字目から13文字目まで、罫線部分、21頁目不開示部分30行目 1 文字目から11文字目まで及び23文字目から行末まで、31行目の全て	文書 3

(注意)

文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数えるものとする。罫線は文字数に含めない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 11 月 6 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理

令和 8 年 6 月 18 日 (第327回第三部会)	・ 審議
令和 8 年 7 月 16 日 (第328回第三部会)	・ 審議